

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427</a>

車  
印  
工  
作  
部  
門  
（  
四  
二  
三  
）

秘  
無期限

アメリカ局長

条約課長

参事官

法規課長

北米一課長

鈴木参事官

沖縄外資の事務処理

について

45.2.18

米北1

18日 于 米北米北1課長に ランデ-参事官、  
シヨミツツ書記官、<sup>在米米大</sup>アト-ン書記官を招致

して 本件につき 意見を交換した。要旨  
下記のとおり。(当方 鈴木法規課参事官、

加藤北米1課参事官同席)

記

1. 11月22日以降の\*企業について

(1) まず 当方より、従来 日本政府が 本件事務

処理に因する考案(別添参照)の概要  
を説明するとともに、具体的に公式折衝

に入る前に 右考案に対する米側の感触を  
承知した旨述べたこと、

(2) 米側は 本件当初 本件は involve した

GA-6

外務省

331

2

に 消極的な意見 (Economic Committee  
の ~~代表~~ delegate に 本件処理に

当 ~~代表~~ として述べたこと。結局 本件に

ついては これを 準備委の場へ 取り扱 ~~う~~ <sup>す</sup> <sub>(1) 同委に</sub>

した。 procedure を 考 ~~案~~ <sup>案</sup> の 最適 <sup>案</sup>  
あると 当方の主張に 合意した。又 具体的な

procedure の 内容 については 今後 検討 を行う  
こととなった。

(2) 右 合議の うち 当方 内部 (北米1課長・鈴木  
加藤両参事官) の 協議 した結果、(1)

協議委 <sup>準備委の場へ</sup> の 11月17日 に出た 案 について 2月12日  
の 時期 へ 遅く なる 本 案 がある こと、 場合 により 2月12日

外交 4ヶ ね へ 通して (Economic Committee 交換 した)

準備委に 本件を 取り扱 ~~う~~ <sup>す</sup> こと を 定めた  
こと 検討 すべき あり、 (2) <sup>(1) 同様</sup> ~~同様~~

GA-6

外務省

(1) 11月22日

提出された申請書の写転送及び右申請に対する

外資申請処理に日本政府の外資政策を反映せしめようとの資料入手、意見伝達(日本政府の意見の伝達)

(経路として) ① 日本政府(総務府) ← 琉球政府

② 日本政府沖繩事務所(沖繩北方対策府)

③ 総務府(に329が一部) → 琉球政府(11月22日)

あつた、(2) 準備委が各企業に本件を(何らかの問題が生じた場合には)

とりあげること出来たか、一項目をとりあげ(具体的内容については追って検討する)こと

したがってその結論を述べた。(2) なお、実際

11月22日以前の新規外資に対する

取扱要領を一度固めようという如何との意見もあったが、かかる問題については後述

前述の申請集年を入手次第

→ フォルダ(資料)を管理次第で、基本方針

→ スケジュールすべきことを基本方針として(2) 検討して

取。11月21日以前の米企業について。

(1) 上記については米側と若干非公式な意見の交換を行なったが、目下通産省は沖繩の米企業に同様の追加的インフォメーション(資料)提供を求めようとする(作成中)こと、一応の取組(と容易に可能)と

これをまとめれば各企業に対する questionnaire の形式により各企業毎の問題点を上記に対する個々の解答を通じて

浮上りにしてこれより必要であり、詳細については今後協議すべしとの結論に達した。

(2) なお、会議後当方内部で協議したところ、各企業については問題は、準備委には専門家

をいながら、東京における関係各省庁間の協議に委ねるべきであったが、現地では

どうもその印象を与えることを避け、現地企業に安心感を与えよう。

5  
 心理的要因より、準備委にかかる問題を  
 とりあげた体制とし、必要に応じ  
 準備委が主催し現地企業に対し  
 フリーフィンクあり「企業診断」を予定  
 することの方を望みしとの一応の結論を  
 示した。

条約局長  
 参事官  
 条約課長  
 法規課長  
 アメリカ局  
 参事官  
 北米第一課長  
 北米第二課長  
 秘  
 無期限

琉球政府の対外申請書写入  
 年内通 (その後の経緯)  
 45.6.1.米北- (佐藤)

1. 標記の件に同じ。高瀬大使来電中99号  
 (別添1)の1に付、対外申請書写し入  
 経路とし、準備委員会を經由すること  
 に対し琉球政府側、同意を得たこと  
 が確認されたので、佐藤より、在京米国  
 大使館に江崎、タトニ西書記官に対し、その旨  
 を伝へるとともに、事件に同じ米側の了解を  
 確認するための東御府長登スチバ-公使宛  
 書簡系につき、非公式の協議を開始した  
 (江崎、タトニ西書記官に、私系とし、別添  
 佐藤より  
 2. 系文を写す(4)

準備委 (沖縄東信電)

又、8日、外務省書記官、経済事務官と並び、佐藤と来訪し、米内政府の在米米内大使館との連絡にもつた。琉球政府側にも接触（結果あり）した。知念富太郎、半例（行方不詳）<sup>（1）</sup>琉球政府側より砂川通商局長の四名の~~（2）~~外務申請書写しを準備事務局より同年日本政府代表に送付することに同意（た事実付）たこと。且、（2）琉球政府とすれば、今後と方針あり、自由独立の外貨政策を量（と）等と進め、<sup>（1）</sup>（2）の理由を前連絡文に述べた。又、~~（3）~~事件については、交渉（公使）  
~~（4）~~ 車仰局長と協定  
 すること。与る旨述べた。<sup>（1）</sup>（2）琉球政府側は、<sup>（3）</sup>（4）外務申請書（2）日本政府に送付すること。同年12月、日本政府は、約束（と）を、<sup>（5）</sup>（6）  
 よって、佐藤より上記那覇電中99号の切り抜きを交わるとともに、~~（7）~~日本政府（答）<sup>（8）</sup>（9）

とすれば、琉球政府より申請書の写しを入手の経路として、準備事務局を經由すること。ついで  
 の琉球政府側の同意を得た<sup>（確信）</sup>と~~（10）~~した。且、  
 （10）地亦、琉球政府側の近來の態度~~（11）~~  
~~（12）~~琉球政府は  
 （同）日本政府に~~（13）~~外務申請書写しを交わること。消極的（と）<sup>（14）</sup>（15）のみ。上記の知念副官席  
 等の半例に対する発言は、日米双方に別々の事と云った。米内は事件計画の実施を引きた。  
 ようとした。且、（16）考之、中野にことあるを指摘するとも、<sup>（17）</sup>（18）段階？日米双方の別個に琉球  
 政府に接触、<sup>（19）</sup>（20）と打つ琉球政府側の衝動に  
 落し入ること。なるので、~~（21）~~日米間で今後の交渉（と）<sup>（22）</sup>（23）公使の帰米後  
 又、理解の協定があること。その最も速旨なる旨述べた。（先方同意）



5. 通2. 9日. 対策庁有降号申官<sup>佐降-班6.</sup> 本日  
冲信便滞速洛相官<sup>佐降-班6.</sup> 会議. 集. 大. 大蔵

通産. 農林各省. 担当官より. 芝般の5月15日付条  
~~11月12日~~ 通産省に<sup>(別件)</sup> 同意を得た旨通産課長

と申す. 残3日村米内係. 11月12日付. 右に  
つき. 芝般の村米折衝の進捗概りの南3日付

連絡通11月12日. 佐降より. 上記の経済を説明  
した. (芝般. 村(田)との話し合. 11月12日付).

行政(田)の接触は. 11月12日. 11月12日. 11月12日.  
芝方)等).

付. 同日. 佐降より. 通産省沖信村等芝山  
室長に. 上記経済を説明した.



極 秘  
無 期 限  
号 3 部の内  
3 号

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
3 号

Confidential

*May 18, 1970*  
(Draft, *4/2/70*)

Tokyo, April , 1970

Dear Minister Sneider:

In order to ensure orderly and stable transition in the economic and commercial fields in Okinawa through preparatory work for the ~~reversion~~ <sup>return</sup> of administrative rights to Japan, a ~~task for which the Preparatory Commission is particularly well-qualified~~, I would like to make the following proposal concerning procedural arrangements with regard to United States business interests applying, after this date, for licenses from the Government of the Ryukyu Islands under the Ryukyuan Foreign Investment Law:

1. <sup>A</sup> Copies of applications shall be provided to the <sup>Japanese Representative</sup> ~~Preparatory Commission~~ <sup>the Chief Executive of</sup> by the Government of the Ryukyu Islands. ~~The Preparatory Commission shall cause the Japanese Representative to the Commission to send such copies to the Government of Japan.~~

*working in his role as adviser to the Commission Preparatory*

Mr. Richard L. Sneider,  
Minister,  
Embassy of the United States of America,  
Tokyo.

*In case*  
2. ~~After receipt of such copies, the Government of Japan wishes to express its views on the application in question, such views shall be sent in writing through the Japanese Representative to the Preparatory Commission which shall transmit them to the Government of the Ryukyu Islands.~~ <sup>to the Government of the Ryukyu Islands</sup>

*I such views*  
3. ~~The Preparatory Commission may hold discussions as necessary on such applications or views.~~

*like to add*  
I would appreciate your views, as well as those of the appropriate authorities of the Government of the Ryukyu Islands on the above proposal.

Sincerely,

*I would like to add that the Government of the Ryukyu Islands has no objection to the above arrangements*

Fumihiko Togo  
Director-General,  
American Affairs Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs.

秘  
無期限

2/1  
1/5  
3.

琉球政府よりの外資申請書写しの  
入手及びその処理について(案)

昭和45. 5/5

1. 琉球政府が外資関係申請書を受領した場合は、直ちにその写し/部を、準備委員会の顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所に送付する。
2. 日本政府代表事務所は、上記写しを入手の上直ちにその要点を外務省に電報するとともに、上記写しを外務省及び沖縄北方対策庁沖縄事務局(以下「沖縄事務局」という。)に送付する。
3. 外務省は、上記2の電報入手の上は、直ちにその写しを総理府沖縄北方対策庁(以下「対策庁」という。)に送付するとともに、申請書写しを入手の上は、上記を直ちに対策庁に送付する。
4. 対策庁は、申請書写し入手の上は、直ちに写しを作成の上外資分科会メンバーたる各省庁に各/部送付する。
5. 対策庁(外資分科会)は、当該申請処理に関

- する関係各省庁の意見を取りまとめの上、準備委員会における琉球政府よりの申請書入手の日より/カ月以内に上記意見を沖縄事務局を通じて琉球政府に通知するとともに、外務省を通じて上記意見を米側に通報する。外務省は上記意見を準備委員会日本政府代表のルートを通じて、同委員会米國政府代表に文書で通知する。
6. 上記日本政府意見を米國政府に対し通報するにあつては、米側との個別案件毎の対米交渉を惹起せざるよう通報方法につき配慮する。

極秘  
無期限  
番号  
5-1

Confidential

6月19日コトイダ-公使の  
車御前長に交越け  
在沖外国系企業の取り扱いに  
関する米側提案  
(詳細については別途国境中の  
会談録参照ありたい)  
June 19, 1970

条約局用

OKINAWA REVERSION: BUSINESS INTERESTS  
U.S. DRAFT

The Government of Japan, as part of its measures to ease the transfer of Okinawa and its economy into Japan proper, intends to take the necessary steps to avoid damage to the basic economic interests of firms and individuals authorized during the period of U.S. administration to engage in business and/or the professions in Okinawa. With specific respect to such firms and individuals, not necessarily limited to U.S. firms and individuals, the Government of Japan offers the following prior assurances and will consider sympathetically after reversion any additional problems which arise from the application of Japanese law, regulation, and policy:

A. Japan will recognize and acknowledge the validity within Japan, after reversion, of all foreign investment licenses issued during the period of U.S. administration, including all rights and privileges contained therein as well as the freedom to exercise such rights and privileges anywhere in Japan.

B. Japan acknowledges the continued validity after reversion of all property rights held by U.S. firms and individuals in the Ryukyu Islands at the end of the period of U.S. administration.

C. Japan will permit U.S. firms and individuals in Okinawa to convert and freely export in the form of U.S. dollars, after reversion (a) the proceeds from the sale of any legally owned asset, (b) after-tax income from business operations or professions, and/or (c) proceeds from the sale of any other legally acquired physical or monetary asset. Transfer of funds will not be limited by time or amount.

D. Japan will provide a transition period, where necessary, to allow for application to Okinawa by stages of Japanese trade and financial laws and regulations when immediate application would cause financial or commercial hardship to U.S. individuals and firms.

E. Japan will allow U.S. individuals or firms in Okinawa to continue the business in which they were legitimately engaged at time of reversion.

27.0.34  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

Confidential

F. Japan will allow non-Japanese individuals to continue their employment, including the practice of a profession, in which they were legitimately engaged at the time of reversion, so long as said individuals continue to reside in Okinawa.

G. Japanese laws, regulations and administrative measures will be applied to U.S. firms and individuals in a way that does not discriminate against them in favor of other foreign or Japanese firms or individuals.

H. Japan will accept as eligible to continue in business as contractors to the U.S. military under Article XIV of the Status of Forces Agreement those U.S. firms and individuals listed in Appendix \_\_\_\_\_ to this Agreement.

I. It is understood that Japan will impose no taxes, fees or forfeitures in respect to any activities, commercial or other, or in respect to any property in Okinawa for the period of U.S. administration.

Information  
for  
intermediate  
law

27.0.34  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

北米1課 訳



June 19, 1970

沖縄返還問題：企業権益  
(米側案)

日本政府は、沖縄及び沖縄経済の日本本土への移行を容易にするための一手段として、米国施政権下において沖縄で営業または自由職業に従事することを認められた企業及び個人の基本的経済利益に対する損害を避けるため必要な措置を取る意向である。特にかかる企業及び個人に関しては(必ずしも米国企業・個人に限らず)日本政府は下記のごとき事前の保証を与え、復帰後も日本の法令及び政策の適用から生ずる新しい問題につき好意的に考慮する。

A 日本は、米国の施政権下において発行されたすべての外資導入免許が復帰後も日本国内で有効なることを確認し、承認するものとする。これにはかかる免許中に記されたすべての権利及び特権並びにそれらの権利・特権を日本国内のいかなる場所においても行使する自由が含まれる。

B 日本は、米国施政の終了時に米国企業及び個人が琉球諸島において有しているすべての財産権が復帰後も引続き有効なることを認めるものとする。

C 日本は在沖縄米国企業及び個人が復帰後、(1)合法的に所有する資産の売却による収益、(2)企業経営または自由職業による課税後の所得、及び(または)(3)他のすべての合法的に集えられた現物資産あるいは金融資産の売却による収益を米ドル建てで自由に送金することを許可するものとする。

D 日本は、日本の貿易・財政に関する法令を直ちに沖縄に適用することによつて、米国の個人及び企業に対し財政上商業上の困難<sup>(handicap)</sup>を与える場合には、必要に応じかかる法令の段階的適用のための暫定期間を設けるものとする。

E 日本は、在沖縄米国の個人及び企業が復帰時に合法的に従事している事業の継続を認める。

F 日本は、日本国民以外の個人が引続き沖縄に居住する場合には、これらの個人が、自由職業

の実務を含め、復帰時に合法的に従事している職業を引続き行なうことを認めるものとする。

G 日本の法令及び行政措置は、米国の個人及び企業に対し、日本あるいは他の外国の企業及び個人の場合と差別なく適用されるものとする。

H 日本は、この協定の付属<sup>（注）</sup>に掲げられている米国企業及び個人を、地位協定第14条の定める対米軍契約者として、その事業を継続することを認めるものとする。

I 日本は、米国施政権下における商業上その他のあらゆる活動並びにあらゆる在沖縄資産に関し、税金、手数料、料料等を課さないことが了解される。

(注)

1. 高等弁務官布令と通常呼ばれるものは、布令のみならず布告、指令をも含み、いずれも大統領行政命令第10713号11項の規定に基づくものである。これらはまたしばしば高等弁務官府立法ともいわれる。

2. 高等弁務官立法のうち、大部分とはいわぬまでも、多くは琉球諸島に対する米国の施政を実施するために発出されたものである。同立法の大多数は復帰まで効力をもち、その時点で米国政府により廃止されるか、あるいは日本政府により廃止もしくは修正されるまで効力を有する。

3. 高等弁務官立法のすべて<sup>は</sup>法制的性格のものであるが、そのうちいくつかは地域法の問題において重要である。これらの立法は地域法により改廃できるが、復帰に先立ち十全な地域法が制定されない限りは、以後も有効であるべきである。国際法上は、主権国家の制定する法は国家が交代しても、後継者の法律と矛盾しない限り、影響を受けず、修正もしくは廃止されない限り、及び修正もしくは廃止されるまでは完全な効力を有する。

4. 琉球政府の法律により十分に改廃された高等弁務官立法は、すみやかに廃止するというのが高等弁務官の政策である。この政策は復

帰のその時点まで引続き実施され、復帰時現在において依然有効に存続している高等弁務官立法の数は、この政策によりさらに減つて行くものと思われる。

極 秘  
まで  
7部の内  
7号

沖縄における米系企業等  
の取扱に關する米側提  
案について

在沖米系企業等の既得權益保護に關して米側より提示  
された 70年6月19日付けのメモ（別添）については、とくに次

のような問題がある。

1. 全体的な問題

(1) 交渉上の問題 在沖米系企業等の既得權益保護の問題  
は、沖縄返還交渉全体の「バック」の一環であり、米側の

関心事たる本件のみを切り離して先に片付けるわけにはいか  
ない。

(2) アポイントメントの問題 米側は、既得權益の保護について、現段  
階で一般的な保障を得ようとしているが、米系企業等の実態

把握が不十分な現在、解決すべき問題の具体的な規範  
も明確でない。従って、実態の把握及び、問題の限

定か先決がある。(例えば、外資法上の認可の問題  
にしても、何らの企業について検討していけば、石油

精製業等一部の業種は別として、多くの企業は  
問題をなく認可しようとするつもりで、それ以外の問題も限

定される。

(3) 法的問題 現行の条約又は国内法を逸脱

する内容の経過を認めるためには、条約又は国内  
法によるものを得る、いかにせよ現段階でやり

米側に assurance を与える法的根拠が必要。  
(おとむ、暫定法上の措置を講ずるといふよう

意図の表明であれば、国内的な結論を得た  
後、交渉に行きよることは可能であろう。)



limited enterprises

2. 米日ハーパー中の各事項に関する問題

1. 外資系企業の免許

(1) 布令第11号等により沖縄中の事業活動を認めらるる外資系企業の実態を把握のうえ、制限業種(日通商航海条約第7条により内国民待遇の対象外とされている)及び資本自由化等の産業政策に与らるる問題があるかを具体的に検討する必要がある。

(2) 米系企業に何らかの既得利益保護を認めた場合には、わが国と通商航海条約を締結している米三国の同種企業があるときは、当該米三国に対する最恵国待遇が

との問題があること、米三国系企業の実態も充分把握する必要がある。

(3) 米日ハーパー-Aにいう "all rights and privileges" の内容は明らかでないか、(内容如何ではわが国の法令及び産業政策上認め得るものもありうる。)

(4) 米日ハーパー-Aは、"all foreign investment licenses during the period of U.S. administration" を対象としておるので、いわゆる「かけ出し申請」(69年11月21日以降の申請)もカバーされること、かかる申請については、免許に付随して取得通知等(官簡)の発行も必要であること、既得利益を認めるとの態度をとり得るが困難とありうる。

(5) 沖縄返還後、本土-沖縄間の為替制限等がなくとも関係上、外資系企業の事業活動は日本本土に同じ認めらるるを得る。従って既得利益保護については



この点も覚悟する必要がある。(事業所の設置にかいては、業法に  
F) 地域を限定しているものもある)

B. 財産権の保護

米領リベール島は、米企業及び米国人の所有する "all property  
rights" の効力を返還後も承認するよう要求しているから、

銀業法等、中か国の法令上外国人に対する享有が禁止されて  
いるものもあるので、財産の種類により具体的に検討する必

要があるが、国有地及び私有地については、国有財産法及び地方自治法  
上の問題がある。

C. 為替管理

中か国の外貨法上の認可を受けた企業が、行なう資本・  
利益の外貨送金に制約はないが、在沖外資系企業に

返還後事業活動が認められず、その場合、  
その資産の清算の結果生じたものを外貨に送金しようとい

ふべきである。(参考：暹羅商航海条約第9条は、返還の  
取得に關し、外人又は外口会社であるという理由によつて、内國

外資法上  
の  
問題  
あり

民待遇が与えられる場合には、その財産を自由に処分する  
ことを許す。かつ、その処分のため5年を下らない期間を

与えらるべきである。

D. 法令適用に關する過渡期間の決定

米系企業等に与えられた経過の契機を因りての上で検討する  
べき問題であるが、問題によっては中か国法令の適用に於て

附則等による過渡期間を設けることも可能であろう。

E. 事業活動の継続

Eの趣旨は明らかでないが、外資法以外の各業種  
の規制法(銀行法、保険業法、業法等)に基づく許

認可の問題であるとは、A 及び F の問題に還元され  
べきものと考へられる。

F. 労働及び自由職業

Fの問題としては、<sup>(とくに)</sup>出入國管理令上の外国人の在留期間<sup>(資格)</sup>

及在留期間の問題並に各種職業の資格免許の問題が考えられる。

(1) 在留資格については、出入国管理令第4条①に各種の資格が掲げられており、同条①+⑥は、該省令による

他の資格を加えられるものとあり、また、在留期間については、同条②の3年を二つの期間内に該省令により

定められること(在留期間の更新を認められる)と、二つの事項の範囲内であるが、外国人労働者の在留継続

の問題は解決できたと考えられる。

(2) 自由職業における外国人の取扱いは一様ではなく、水産(山が口にある)

業内人の如く(外国人に禁止されているもの、税理士、弁理士の如く一定条件のもとに外国人の資格免許を認めたもの、医師、弁

護士如く)時令(国策試験)によるもの等があるため、外資系企業の場合と同様、客観的把握を充分に行う必要がある。

G. 最恵国待遇及び内国民待遇

山が口として、(返還後)在留半系企業等に対し、日米通商航海条

約の定める最恵国待遇及び内国民待遇と与えらるべきことは当然であるが、このうち内国民待遇として米側が要求

しているものの中には同条約が保障している以上のものがあつた。条約の保障を二つの部分については、結局、A、B、F某

の問題に還元されることとなる。

H. 地位協定14条の問題

本項の趣旨は明らかであるが、地位協定適用上の問題であつて、いかに半系企業等の利益保護とは別の次元の

問題と考える。 (14条上通格等とは、指定行為とあるは認めらるるが、同条の資格に合致しないものを14条契約者として認めることは、「非土並み」適用に反する。

I. 課税問題

(本項の趣旨)が、帰国前には地球税法又は布令上課税対象に存在するもの又は既に納税する課税対象

大分県  
外務省  
GA-6

に於いて帰国後に本土税法に準じて課税すべきこと  
し、このことについては、問題等を考慮する。また、  
琉球税法等によつて課税すべきとした租税は未納  
の租税に於いては課税権時における租税は引当せらる。  
〜等である。